

## 会 議 録

- 1 会 議 名 令和3年度第1回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会 議 種 別 付属機関
- 3 議 題
  - ・「北九州市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」の実施状況について
  - ・「第5期北九州市障害福祉計画」及び「第1期北九州市障害児福祉計画」の評価について
  - ・その他
- 4 開 催 日 時 令和3年9月
- 5 開 催 場 所 書面開催
- 6 参加者氏名
  - 【委員】（50音順、敬称略）
  - 伊野委員、今村委員（会長代理）、榎委員、小鉢委員、近藤委員、白川委員、高瀬委員、高橋委員、田中委員、中口委員、中村（恵美子）委員、中村（貴志）委員（会長）、原賀委員、久森委員、本城委員、松尾委員、松崎委員、民田委員、森委員、山田委員（計20名）
  - 【事務局】
  - 障害福祉部等
- 7 会 議 経 過（意見シートにて提出された意見）
  - 【障害者支援計画について】
  - 計画全般に関すること
  - 多岐にわたる計画項目を実行するのは大変だと思う。行政だけではなく、ボランティアなど様々な人たちの協力が必要だと思うので、それらの協力してくれる人材の育成が大切だと思う。
  - （事務局）
  - 現状、本市では、福祉のまちづくり点検やふうせんバレーボール大会・国際

車いすバスケットボール大会の運営などに多くのボランティアの方々からご協力をいただいている。

障害があっても自分らしく生活できる地域社会の実現のためには、ボランティアの方々の力が大変重要だと考えている。このため、本計画では、「北九州市の地域福祉 2021-2025（地域福祉計画）」と連携し、北九州市社会福祉ボランティア大学校の運営や、障害のある人へのパソコンサポーター養成講座の開催など、地域共生のまちづくりを推進する人材の養成に取り組んでいくこととしている。

## ■分野1. 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

### （1）－2 障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進

#### ○北九州市自立支援協議会の運営について

前年度と今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、障害にかかわる方の研修等の開催が難しかったと思うが、オンラインの活用等やり方を工夫して、研修等の充実をお願いしたい。

（事務局）

自立支援協議会等の会議や各種研修において、オンラインでの開催頻度が徐々に増え、その活用のノウハウが蓄積してきたことから、今後も、研修等のやり方や内容などを工夫しながら、効果的な実施に努めてまいりたい。

### ■（2）－1 障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進

#### ○在宅サービス利用の状況について

訪問系サービスの居宅介護等について、令和元年度から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響により月の利用人数が2,022人から1,948人に減少している一方で、利用時間は45,109時間から47,529時間に増加している。

これは、新型コロナウイルス感染拡大により施設等に通えなかったことによる利用時間の増加なのか、理由が分かれば教えて欲しい。”

（事務局）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、居宅介護及び同行援護の利用人数は減少（特に同行援護は前年度比約11%減）したものの、重度訪問介護や行動援護の一人当たりの利用時間数が増加したため、全体としては、在宅サービスの月平均利用延べ時間が増加している。

#### ○障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進について

基本的な施策として、障害の特性（心身の状況や生活の状態）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進を挙げているが、難病のある方についての

実態は未だ十分に把握できていないと思う。

例えば、日々変化する病状で障害者手帳の対象でなく、就労もままならない方がどのようなニーズを持っているか等、ニーズの把握をする必要があると思う。

前にも意見を出しているが、難病に特化した実態調査、および難病支援におけるサービス困難事例の検討会（他部門が会する難病対策地域協議会などでの検討会、自立支援協議会の難病版）などを行っていく必要があると思う。

（事務局）

本市では、障害福祉計画等の基礎資料とするため「北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査」を実施しています。この調査では、難病のある人も対象に含まれおり、暮らしや支援体制等に関し一定のニーズを把握しているものと考えている。

また、困難事例については、個別支援に関する会議に出席するなど、関係機関と連携して支援を行っているところであり、難病に特化した事例検討会の開催については、今後必要性を考慮して検討したい。

### ■（３）－５ 在宅で暮らす重度心身障害のある子ども等への支援の充実

#### ○在宅サービス利用の状況について

在宅サービス利用の状況について、居宅介護等と短期入所の数字が掲載されているが、児童に特化したものではないので、違和感がある。

（事務局）

児童に特化したサービスとしては、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等があることから、今後は同サービスを利用状況として掲載する。

### ■分野２．保健・医療の推進

#### （２）－２ 市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進

#### ○総合療育センターの再整備後の効率的な運営体制確立について

在宅で、かかりつけ医を持たない重度の知的障害のある人が、数件の医療機関から診療拒否され、最終的に救急車で搬送されたという事例を耳にした。特に新型コロナウイルス感染拡大のような状況において、子の介護をする親の不安は大きいと思う。このため、障害のある人の医療の中核施設である総合療育センターが、緊急時の適切なアドバイスや診療をしてくれる病院の情報などを発信すれば、医療機関を受診しにくい重度障害のある子どもを持つ親にの安心につながると思う。

（事務局）

ご紹介いただいた事例のように、緊急に対応が必要な場合には、躊躇なく救

急にご連絡いただくようお願いしたい。

なお、本市では、重度の知的障害と自閉症などによる行動障害があっても、地域での生活を営むことができる環境について、多職種の専門職で構成する協議会において議論を進めているところである。この議論の結果を受け、総合療育センターが担う機能についても検討してまいりたい。

## ■ (3) - 2 医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及

### ○発達障害に関する理解の促進について

発達障害への理解をすすめて、医療を受けづらい人も地域の医療を受けられるように障害の理解と受け入れの体制を整えていただきたい。

しかし、強度行動障害をもつ発達障害の成人は、受け入れてくれる医療機関が少ないと聞いている。通常医療を受けられない成人は、総合療育センターでの受け入れの検討をお願いしたい。

(事務局)

令和3年度より「発達障害者支援地域協議会」に新たに3つの専門部会を設け、第一部会(支援システム検討部会)において、幼児期から成人後までの重層的な支援システム、健診や治療、相談などの機会を活かした「特性の気づき・理解」、当事者の生活を支える「基本の手立て」の継続支援等について検討を進めているところである。

また、強度行動障害を持つ方の支援については第二部会(強度行動障害支援検討部会)において、行動障害の予防から早期介入、集中支援、支援付き地域生活への移行まで一貫したシステム構築、地域での「暮らしの場」、その人らしい「暮らし方」の支援等について検討を進めているところである。

## ■分野3. 地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)

### (1) - 7 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実

#### ○ピアサポーターの養成について

ピアサポーター養成講座の実施回数をもっと増やしてほしい。

(事務局)

参加者数や参加者のニーズ、活動に対するニーズを考慮しながら、実施回数について検討してまいりたい。

## ■ (1) - 8 精神障害のある人の在宅生活支援

### ○共同生活援助について

グループホームの設置及び援助を充実させてほしい。

(事務局)

設置の援助として、市内に新たにグループホームを設置するための経費のうち、入居者が共同で使用する家電製品等に対する補助(上限50万円)を行

っているところである。

## ■ (1) - 8 精神障害のある人の在宅生活支援

### ○アウトリーチの充実について

訪問支援（アウトリーチ）をもっと充実させてほしい。

（事務局）

自立支援医療（精神通院医療）における訪問看護、障害福祉サービスにおける地域相談支援など、制度で対応できる部分のほかにも様々なニーズがあると考えている。関係者等の意見を聞きながら、訪問支援（アウトリーチ）を充実するため方法など検討していきたい。

## ■ (2) - 1 相談支援体制の充実

### ○「よろず相談窓口」である障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の連携強化について

障害のある人が地域で生活することが目的ではなく、安心して暮らせることが目的だと思うが、そうなっているとは思えない。

（事務局）

「障害福祉計画」において施設入所者が地域生活へ移行した人数を成果目標のひとつに掲げているが、ご指摘のとおり地域移行を進める前提として、安心して暮らせる環境を整備することは大変重要だと考えている。

このため、「障害者計画」では、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活できるようにするための地域包括ケアシステムの構築などによる「安心して暮らすための支援体制の整備」を基本目標としている。

## ■ (2) - 2 北九州市基幹相談支援センターの充実

### ○基幹相談支援センターについて

現在、市内に1箇所しかない基幹相談支援センターを西部、中部、東部に分けることは可能か。

（事務局）

北九州市障害者基幹相談支援センターでは、相談窓口を集約し一元化することにより、相談者にとって分かりやすく、利用しやすい体制を構築してきた。

引き続き、同センターを地域における相談支援の中核として位置づけ、関係機関との連携を強化し、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいりたい。

## ■ (2) - 5 発達障害のある子どもや大人への支援

### ○発達障害児者に関する支援について

進学や卒業、就職等、ライフステージの節目で、支援者間での引継ぎが容易となるよう、支援者も利用できるオンライン会議ができるような環境整備について、検討をお願いしたい。

無料会議室などは利用時間に制限があるので、発達障害に限らず引継ぎやアセスメントに使える予約制の有料会議室を市が用意してくれれば、転居や転出、転入の際の引継ぎにも有用だと思う。費用もさほどかからないと思うので、検討をお願いしたい。

(事務局)

オンライン化の体制整備については、情報セキュリティの観点等からも、市デジタル市役所推進室と協議等を行い、可能かどうかも含めて検討を進めてまいりたい。

## ■ (2) - 7 北九州市難病対策地域協議会の開催

### ○難病対策地域協議会のあり方について

新型コロナウイルス感染拡大により滞っていた国の難病対策委員会もようやく再開し、難病法見直しに向けての論点も整理されつつある中、難病対策地域協議会のあり方も重要視されている。

北九州市においても、早期の再開が期待されている。医療関係者や当事者も多く参加しているため、オンライン開催の検討もぜひ行ってほしい。

(事務局)

各構成員の通信環境やオンライン会議の経験の有無などを考慮する必要があるため、オンライン開催も含めて協議会の実施を検討してまいりたい。

## ■ (4) - 2 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い

### ○当事者会・家族会について

当事者会・家族会が合わせて14回開催されているが、内訳を教えてください。

(事務局)

学生実習を6回、家族会を8回実施した。

## ■ (4) - 3 ペアレントメンターの育成

### ○ペアレントメンター養成講座について

令和3年度の養成講座の開講予定はあるのか。

(事務局)

令和3年度は11月6日(土)、11月7日(日)に養成講座を行い、新たに6名の方が養成研修の受講を修了された。引き続き、ペアレント・メンターの養成に努めてまいりたい。

## ■分野4. 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

### （1）－1 多様な学びの場の整備

#### ○インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育についての研究の進捗状況と今後の施策について教えてほしい。

合理的配慮の他、子供たちが意思を表明するための機会づくりや支援、子供の意思表明を施策にどのように活かしていくのか、市の考え方を教えてほしい。  
（事務局）

インクルーシブ教育については、中央審議会の答申などを踏まえ、一人一人のニーズに的確に応えられる学びの場や、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる多様な学びの場の充実・整備に努めているところである。

### ■（2）－8 情報通信技術の活用

#### ○ICT機器の活用について

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、義務教育の場では、ICTの活用などの学習支援の促進が図られていると思う。

しかし、特に高校などで、病状に波がある難病への理解・配慮が十分でなく、柔軟な対応をしてもらえない場合がある。

インクルーシブ教育の推進という観点からも、新型コロナウイルス感染拡大の終息後も、病状が悪い時には速やかにオンライン授業を選択できるような、学習環境の整備が必要だと思う。

（事務局）

市立高校においても1人1台端末及び校内Wi-Fi環境の整備がなされ、授業で活用を始めた。長期入院している生徒は現在いないが、そのような状況となれば、文部科学省の指針に沿って教育委員会と協議し、対象生徒、保護者の意見も聞きながらオンライン授業の実施について対応する。

## ■分野5. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

### （5）－2 利用料や運賃等に対する割引・減免等

#### ○公の施設の使用料について

利用料や運賃等に対する割引・減免について、現在手帳所持者以外は対象となっておらず、障害者間で格差が生じていると思う。

特に、公的施設の利用料等については、特定医療費（指定難病）受給者証などの提示により、手帳所持者と同様のサービスが受けられるようにするべきだと思う。

(事務局)

障害者スポーツセンター「アレアス」の利用料金など、指定難病の方も減免の対象となっている施設もあるが、他の市の施設の減免については、今後、関係部局と協議を進めてまいりたい。

## ■分野6. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### (3) - 3 市立図書館における読書環境の整備

読書環境の整備について

- 市立図書館における読書環境の整備について、もう少し具体的な取り組みが知りたい。

(事務局)

令和2年度は、次のような取組を行い、障害のある人への図書館資料の提供や図書館利用の支援に努めた。

・郵送貸出

重度の身体障害等により来館が困難な市民を対象に、図書館が経費を負担して郵送による本・雑誌及び録音図書の出借を行った。

・障害に配慮した図書館資料の収集提供

大活字本、LLブック、録音図書（オーディオブック）等、障害のある人でも利用しやすい図書館資料の収集と利用提供に努めた。

・読書補助具の利用提供

4館（中央図書館等）で拡大読書器を設置している。また、折りたたみ式書見台、拡大鏡、リーディングトラッカー等を準備し、館内利用していただけるように努めた。

・バリアフリー化事業

門司図書館内の階段に新たに手摺を設置した。

## ■分野7. 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

### (1) - 7 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、活動を見送る状況が続いている。

災害についても、気候変動によるリスクが高まっている。

また、感染症も災害の一つと受け止める声もある。感染拡大下でも、リモートを活用するなど、みんな de Bousai まちづくり推進事業のような「関係者の横連携による検討の場」の実施が必要ではないか？

そのような場が設置されるのであれば、障害のある人への支援の観点でぜひその一員への参画を希望したい。

令和3年度の事業について、より具体的な取り組み状況を教えてほしい。



(事務局)

リモートの活用については、会議の会場となる市民センターなどで安定したインターネット回線を確保することが困難なことや参加者がリモートで参加するための環境整備など様々な課題がある。

より地域住民が参加しやすい「地区 Bousai 会議」を開催するために、リモート配信を取り入れた会議方法についての在り方を排除することなく、研究してまいりたい。

防災会議の参加者の募集については、まちづくり協議会が中心となり行っている。過去の会議参加者は、地域の役員をはじめ消防団、PTA 関係者、社会福祉協議会など多岐に渡っている。

今後、障害者団体などからも参加者を募り、多様な視点での会議運営ができるように地域への働きかけを行ってまいりたい。

また、令和3年度からは北九州SDGsクラブに加入している企業・団体8者と「SDGs 防災サポート事業」開始し、既存の小校区単位を対象とした防災活動の支援に加え、マンションや町内会など小規模な単位への活動支援も行っているところである。

## ■ (2) - 3 移動しやすい環境の整備等

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、公共交通の減便・駅の無人化と移動が難しくなっており、外出支援ボランティア派遣の移動にも時間を要し外出支援が難しくなっている。

移動保障の観点から、地域の実情に応じた地域支援事業者の確保・維持など、地域の取り組みが急務と考える。

部局を超えた串刺しの事業の取り組みが国からも求められていることと思うので、これらの課題を解決するための市としての方向性や取り組み状況、今後の予定について教えてほしい。

(事務局)

外出機会の確保や社会参加の促進のため、同行援護や移動支援事業をはじめ、重度障害のある方へのタクシー運賃助成、精神障害のある方が施設へ通所する際の交通費助成、団体が利用するリフトバスの運行等を行っている。

今後も、公共交通を取り巻く状況の変化を踏まえた移動支援のあり方について、関係部局と課題共有し検討していきたい。

## ■分野9. 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

### (1) - 1 北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進

#### ○地域に密着した各種防災対策について

障害のある人・世帯への取り組みについて、取り組みの内容やどのような人を対象に行ったのか、具体的に教えてほしい。

(事務局)

消防隊ごとに校区・自治区会を担当区域として割り当て、障害のある方のご自宅を含め、区域内における住宅防火訪問や地域会議等への参加、社会福祉施設などへの訓練指導等を行っている。

## ■分野10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### (1) - 2 障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進

#### ○障害のある人に関する啓発活動について

障害のある人に関する啓発活動について、冊子の配布などを行っているが、十分ではないと思う。

差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指すのならば、出前講演やインターネットなど幅広い広報活動をしてほしいと感じている。

(事務局)

障害を理由とする差別の解消を推進するため、引き続き、啓発冊子の配布、市民や事業者への出前講演、障害者週間街頭啓発を実施していきたい。また、市政だよりや市ホームページ等の市の広報媒体を活用し、幅広い広報活動を行ってまいりたい。

### ■(2) - 1 虐待の予防と早期発見

○ 触法障害者を受け入れた場合に報酬加算されるが、これを利用した虐待があってはならないと思うので、事業所の管理監督にも一定の注意が必要と思う。

(事務局)

令和4年度から障害者虐待防止の更なる推進を図るため、従業者への研修実施が義務化される。

障害者虐待を事業所自らの問題として捉え、虐待防止に向けた体制整備や意識の向上等を一層推進していくために、引き続き各種研修を実施するとともに、適切な措置が講じられているかを確認するため、実地指導等の取り組みを強化してまいりたい。

### ■(3) - 5 投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保

○ 令和2年度の投票事務の手引書に 投票に来る人への配慮について～障害のある人～が記載されていたと思う。

ソフト面での改善にも取り組んでいただけたと思うが、全く記載がないのは何故か？

(事務局)

同手引書のスロープ設置の項目の次に以下の取組状況を追加する。

【○投票所の事務従事者向けの手引書に、障害のある人への配慮について障害別に全面的に内容を見直して記載し、各従事員に説明しました。】

ご指摘を踏まえ、今後はソフト面についても記載してまいりたい。

## ■分野11. 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進

### (1) - 3 「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進

- パラリンピックの開催により、障害者に注目が集まった。ぜひ、心のバリアフリー化を押し進めていただきたい。

(事務局)

パラリンピックのレガシーとして、障害の有無に関わらず誰もが助け合う共生社会の実現を目指し、引き続き障害のある人への理解を含めた周知啓発活動に積極的に取り組んでいきたい。

また、「ハート・プラスマーク」や「耳マーク」等に加え、令和2年度から配布を開始した、「助け合いのしるし」である「ヘルプマーク」について周知啓発を行い、心のバリアフリー化を推進していきたい。

### (2) 障害（児）福祉計画について（成果目標に関すること）

#### ■ (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 重度の障害者を受け入れるグループホームは、どれくらい増えているか教えていただきたい。

(事務局)

国が示す制度として、「日中サービス支援型」というサービスがあり、北九州市では、3事業所（38住居）がある。尚、サービスが開始した平成30年から増減はない。

- 減員することを目標とすることについての意見はないが、施設入所を必要としている方の把握をお願いしたい。

(事務局)

令和2年度に「障害福祉サービス等ニーズ把握調査」を実施し、入所者に対して今後の利用予定を調査し、利用傾向を把握したが、次期計画に向けての調査においても引き続き調査を実施する予定としている。

- 医療的ケアが必要な方や強度行動障害の方、精神科病院から強制的に退院となった方を受け入れていただける事業所（日中活動の場、生活の場、在宅サービスの利用）がほとんどなく、高齢の親など家族が抱え込んでいる現状がある。

グループホームが増えてもグループホームでは対応が難しい方が利用できることが入所施設、本当に適切な方が利用できる場所であることを願っている。

(事務局)

地域移行を進める観点から、共同生活援助（グループホーム）において、医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に対する支援を十分に行えるようにしていくことが重要な課題となっている。

そのため、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じて、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び単価設定を行うとともに、重度の障害者を受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げることなどを国に要望している。

- 身体障害のある人が利用できるグループホームが市内に少ないと思う。地域移行を推進しているのであれば、特に重度の身体障害のある人を受け入れるようなグループホーム設立への支援や安定的な運営に向けた報酬改善の国要望を行ってほしい。

(事務局)

設立への支援として、市の単独事業として、市内に新たにグループホームを設置するための経費のうち、入居者が共同で使用する家電製品等に対する補助（上限50万円）を行っている。

本市としても、グループホームの安定的な運営が図られる必要があると考えており、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じて、事業所の安定的運営を図り、また利用者が安心してサービスを利用することができるよう、指定共同生活援助の事業の施設整備に対し、財政措置を行うことを国に要望している。

■ (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムにおける発達障害のある子どもから大人までの支援ならびに拠点づくりを行っていくことが課題と考える。

(事務局)

本市では、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援体制の構築について、「北九州市発達障害者支援地域協議会」で検討している。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ反映できることはないか検討してまいりたい。

#### ■（４）福祉施設から一般就労への移行促進

- 1年後の職場定着率は、令和元年、2年とも、8割を超えているが、2年後はどうか、分かるのであれば教えていただきたい。

（事務局）

職場定着率については、本計画の目標（就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率）に沿って就労定着支援事業所へ調査を行っているため、毎年の進捗状況は1年後の状況を調査しています。なお、2年以上の継続期間については、定期的に行っている「北九州市障害児・者等実態調査」で把握を行うようにしています。

- 就労移行や就労継続のため、発達障害への専門性と支援力を持つ人材育成をこれからもお願いしたい。

一般企業等での雇用環境が障害に配慮されたものか、また、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響で雇止めの対象に障害のある人がなっていないか、不安定な雇用形態を強いられていないかなど、実態把握をしてほしい。

（事務局）

本市において、福祉サービス事業所職員向けに、発達障害のある人への支援に関する研修を毎年実施しており、今後も継続して取り組む予定としている。

また、実態把握については、今後も障害のある人の雇用状況等の情報収集に努めると共に、企業等への障害者雇用に関する啓発に取り組んでいく。また、障害のある人への職場での不当な扱いに関する相談等については、相談窓口として労働基準監督署があるが、障害福祉企画課でも相談窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を設置している。

- 就労定着支援による職場定着率について、目標の8割を達成しているとのことなので、十分機能していると理解している。

計画期間が始まって令和3年度で丸3年を経過したので、3年後や5年後の職場定着率の目標を定めることも可能だと思う。

北九州市の事例ではないが、非正規雇用で就職した当事者が、コロナ禍で契約を切られたという話を聞いた。コロナ禍と転職・就職サイトの充実により就職情報誌での求人掲載も少なくなっており、再就職もなかなか大変な状況である。採用する方も、新たに障害者を雇用するより、ベテランの方を継続雇用の方が効率は良いはずなので、短い期間ではなく、5年後の職場定着率を次のステージの目標として掲げて頂ければ、障害者の生活も安定すると思う。

（事務局）

本計画における目標値の設定は、国の指針等に基づき策定している。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

なお、障害福祉サービスにおける就労定着支援事業については、最長3年間の利用となっているが、引き続きの支援が必要な場合は、北九州障害者しごとサポートセンターが就労定着支援を引き継ぐことも可能である。また、企業に対しては、障害者雇用への理解促進の取組みとして、セミナー等の開催や企業への障害者雇用のアドバイザー派遣を行っている。

今後とも、関係機関との連携を密にしながら、更なる障害者雇用の促進に取り組んでまいりたい。

なお、3年以上の継続期間については、定期的に行っている「北九州市障害児・者等実態調査」で把握を行うようにしている。

#### ■ (5) 障害児発達支援の提供体制の整備等

- 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援は、利用者が0か1と非常に少ない状況で、事業者への理解を求めていると記載されている。

医療的ケアが必要な子どもと家族にとって、現状の支援は満足いくものなのか、もし分かれば教えて欲しい。

(事務局)

本市では、医療的ケアが必要な子どもやその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、令和元年7月に、医師会、医療機関、訪問看護事業所、相談支援事業所、医療的ケア児の保護者などで構成する北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、市内の医療的ケア児の状況を把握・調査し、優先すべき喫緊の課題に対する取組みを進めているところである。

引き続き、関係機関と協力しながら、医療的ケアを必要とする子どもとその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいりたい。

#### (3) その他の意見

- 障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画は局を超えて所管課も多岐にわたっている。

それぞれが忙しいなか、尽力されている現状に感謝する。

ただし、障害のある人への支援は「ヨコのつながり」が非常に重要だと思うので、施策に関わる皆さんの連携を切望する。

(事務局)

ご指摘のとおり、障害のある人に関する施策は福祉だけに留まらず、市の多くの部署が携わっている。これらの施策は相互に関連するものもあるため、関係部署の連携のもと推進していく。

- 障害福祉、高齢者福祉、地域福祉に関するそれぞれの基本計画等の分野を横断するような包括システムの構築がより一層必要になってくると思う。

(事務局)

一人暮らしや少人数世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより家庭・地域の支援力が低下する中、ひきこもりや、子育てと介護のダブルケア、ヤングケアラーなど現在の制度だけでは対応が難しい課題や、複合的な課題を抱える世帯が増加しています。このため、分野を超えて関係機関が連携・協働できる包括的な相談・支援体制の構築を進めてまいりたい。

- 重度の障害のある人も地域での生活を余儀なくされている。

重度の障害のある人の土日の過ごし方や、障害福祉サービスが利用できる体制を整備することが可能なのかが気になっている。報酬単価で改善できるのか、人材の不足などもあるなど、様々な課題があると思う。

当事者の高齢化と保護者の高齢化が進む中、支援が必要な時が多くなるのではと心配だ。

(事務局)

障害程度の重度化や高齢化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応した、きめ細やかなサービスの提供が必要だと考えている。

そのため、引き続き、障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上、処遇改善や職場環境の改善の取り組みを進め、障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進してまいりたい。

- 民間事業者に合理的配慮の提供を義務付ける改正障害者差別解消法が令和3年5月に成立した。

3年以内の施行となっているので、その間、条例の改正の他、民間事業者への普及啓発や周知徹底を図る必要があると思う。

(事務局)

条例改正については、今後示される国の基本方針を踏まえ、障害者団体や事業者等の意見を取り入れた上で、学識経験者や障害当事者、事業者等を委員とする「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」や本協議会で議論してまいりたい。地域協議会は、事業者の意見を広く取り入れるため、令和3年度に民間事業者の委員を増員した。

普及啓発や周知については、引き続き、市民や事業者への出前講演、障害者週間街頭啓発、市政だよりや市ホームページ等により実施するとともに、障害者団体や民間事業者等と協力し、幅広い取組を行うよう検討していく。

8 その他 書面開催のため傍聴者なし

9 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係  
電話番号 093-582-2453